

盛岡市誘引木伐採事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年10月14日

盛岡市長 内 舘 茂

盛岡市誘引木伐採事業補助金交付要綱

(目的)

第1 ツキノワグマによる人身被害の防止を図るため、補助対象者が誘引木の伐採を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、盛岡市補助金交付規則（昭和50年規則第27号。以下「規則」という。）及びこの告示に定めるところにより補助金を交付する。

(定義)

第2 この告示において「誘引木」とは、市の区域内に存するクリ又はカキの木その他市長がツキノワグマを誘引するおそれがあると認めた樹木のうち、個人が所有するもので、住宅の敷地内又は住宅に隣接し、若しくは近接する土地にあるものをいう。

2 この告示において「補助対象者」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

(1) 誘引木の所有者又は当該所有者から委任を受けた者（個人又は町内会等（誘引木が存する地域の住民により組織されている町内会、自治会その他の住民自治組織（商工業等の振興を図ることを目的として組織された団体を除く。）をいう。）に限る。）であること。

(2) 当該誘引木の伐採を農地の保全又は営利を目的として行う者でないこと。

(3) 当該誘引木の伐採に関し、国、県、市その他の団体から他の補助金等の交付を受けていない者であること。

(4) 個人にあっては、市町村民税又は特別区民税を滞納していない者であること。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第3 第1に規定する経費は、補助対象者が委託して行う誘引木の伐採（根元から伐採するものに限る。）に要する経費とする。ただし、補助金の交付の対象とする誘引木の伐採は、当該年度につき所有者1人当たり3本を限度とする。

2 前項の経費に対する補助額は、当該経費の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）以内の額とする。ただし、その額が誘引木1本につき3万円を超えるときは、1本につき3万円を限度とする。

(補助の実施期限)

第4 規則第3条に規定する補助の実施期限は、令和9年度の末日とする。ただし、当該補助金に係る事業効果の検証を行い、その結果に基づいて当該補助の実施期限の延長又は繰上げをすることがある。

2 前項ただし書の事業効果の検証に係る基準は、当該補助金を活用して伐採した誘引木の本数及

びツキノワグマの出没の件数とする。

（申請の取下期日）

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

（提出書類）

第6 規則の規定により提出する書類並びに当該書類の提出部数及び提出期日は、別表のとおりとする。

別表（第6関係）

条項	提出書類	提出部数	提出期限
規則第4条	1 補助金交付申請書	1部	別に定める。
	2 事業計画書	1部	
	3 収支予算書	1部	
	4 誘引木の所有者の委任状（誘引木の所有者から委任を受けた者が申請する場合に限る。）	1部	
	5 土地の登記事項証明書その他土地の所有者が確認できる書類の写しその他これに類する書類（誘引木が存する土地の所有者から委任を受けた者が申請する場合に限る。）	1部	
	6 土地の賃貸借契約書その他土地の使用権原を有することが確認できる書類の写しその他これに類する書類（借りている土地に誘引木を所有している者から委任を受けた者が申請する場合に限る。）	1部	
	7 見積書の写し	1部	
	8 誘引木の位置図	1部	
	9 誘引木の伐採を行う前の状況が分かる写真	1部	
	10 その他市長が必要と認める書類		
規則第9条第1項	補助事業変更承認申請書	1部	変更しようとする日の15日前
規則第9条第2	補助事業中止（廃止）承認申請書	1部	中止し、又は廃止し

項			ようとする日の15日前
規則第14条	1 補助事業完了報告書 2 事業実績書 3 収支決算書 4 領収書又は請求書の写し 5 誘引木の伐採を行った後の状況が分かる写真 6 その他市長が必要と認める書類	1 部 1 部 1 部 1 部 1 部	事業完了後30日以内 又は当該年度の1月31日のいずれか早い日
規則第17条第1項	補助金交付請求書	1 部	補助金額確定通知書を受領した日から起算して15日以内
規則第18条第2項	補助金前金払請求書	1 部	前金払を受けようとする日の15日前